

豊橋市地域防災計画

—風水害等災害対策計画—

目次

第 1 編 総則

第 1 章	計画の目的	9
第 1 節	計画の目的	
第 2 節	計画の性格	
第 3 節	計画の構成	
第 4 節	災害の想定	
第 2 章	基本理念及び重点を置くべき事項	12
第 1 節	防災の基本理念	
第 2 節	重点を置くべき事項	
第 3 章	各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	14
第 1 節	実施責任	
第 2 節	処理すべき事務又は業務の大綱	

第 2 編 災害予防

第 1 章	防災協働社会の形成推進	29
第 1 節	防災協働社会の形成推進	
第 2 節	自主防災組織・ボランティアとの連携	
第 3 節	企業防災の促進	
第 2 章	水害予防対策	35
第 1 節	河川防災対策	
第 2 節	雨水出水対策	
第 3 節	海岸防災対策	
第 4 節	浸水想定区域における対策	
第 5 節	地下空間の浸水対策	
第 6 節	農地防災対策	
第 7 節	地盤沈下の防止	
第 3 章	土砂災害等予防対策	44
第 1 節	土地利用の適正誘導	
第 2 節	土砂災害の防止	
第 3 節	砂防対策	
第 4 節	治山対策	
第 5 節	要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	
第 6 節	宅地造成の規制誘導	
第 7 節	被災宅地危険度判定の体制整備	
第 4 章	事故・火災等予防対策	53
第 1 節	海上災害対策	
第 2 節	鉄道災害対策	
第 3 節	道路災害対策	
第 4 節	危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	
第 5 節	林野火災対策	
第 6 節	地下街等の保安対策	

第 5 章	建築物等の安全化	61
第 1 節	交通関係施設対策	
第 2 節	ライフライン関係施設対策	
第 3 節	文化財保護対策	
第 4 節	防災建造物整備対策	
第 6 章	都市の防災性の向上	69
第 1 節	都市計画のマスタープラン等の策定	
第 2 節	防災上重要な都市施設の整備	
第 3 節	建築物の不燃化の促進	
第 4 節	市街地の面的な整備・改善	
第 7 章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	72
第 1 節	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
第 2 節	必需物資の確保対策	
第 8 章	避難行動の促進対策	81
第 1 節	気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	
第 2 節	緊急避難場所及び避難路の選定	
第 3 節	避難情報の判断及び伝達マニュアルの作成	
第 4 節	避難誘導等に係る計画の策定	
第 5 節	避難に関する意識啓発	
第 9 章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	89
第 1 節	避難所の指定・整備	
第 2 節	要配慮者支援対策	
第 3 節	帰宅困難者対策	
第 10 章	広域応援・受援体制の整備	97
第 1 節	広域応援・受援体制の整備	
第 2 節	応援部隊等に係る広域応援体制の整備	
第 3 節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
第 4 節	防災活動拠点の確保等	
第 11 章	防災訓練及び防災意識の向上	101
第 1 節	防災訓練の実施	
第 2 節	防災のための意識啓発・広報	
第 3 節	防災のための教育	
第 12 章	その他の災害の予防対策	108
第 1 節	火災予防対策	
第 2 節	水防対策	
第 3 節	臨海部の災害対策	
第 4 節	ガス事故対策	
第 5 節	電気事故対策	
第 6 節	企業の防災対策	
第 13 章	防災に関する調査研究の推進	112
第 14 章	地区防災計画	113

第 3 編 災害応急対策

第 1 章	活動態勢（組織の動員配備）	114
第 1 節	豊橋市の活動態勢	
第 2 節	県及び防災関係機関の活動体制の整備	

	第3節	職員の派遣要請	
	第4節	災害救助法の適用	
第2章		避難行動	120
	第1節	気象警報等の発表、伝達	
	第2節	避難情報	
	第3節	住民等の避難誘導等	
	第4節	広域避難	
第3章		災害情報の収集・伝達・広報	133
	第1節	被害状況等の収集・伝達	
	第2節	通信手段の確保	
	第3節	広報	
第4章		応援協力・派遣要請	144
	第1節	応援協力	
	第2節	応援部隊等による広域応援等	
	第3節	自衛隊の災害派遣	
	第4節	ボランティアの受入	
	第5節	労務供給	
	第6節	防災活動拠点の確保	
第5章		救出・救助対策	165
	第1節	救出・救助活動	
	第2節	災害救助	
	第3節	海上における避難救出活動	
	第4節	航空機等の活用	
第6章		医療救護・防疫・保健衛生対策	174
	第1節	医療救護	
	第2節	豊橋市における医療救護・助産	
	第3節	防疫・保健衛生	
第7章		交通の確保・緊急輸送対策	187
	第1節	道路交通規制等	
	第2節	道路施設対策	
	第3節	港湾・漁港施設対策	
	第4節	鉄道施設対策	
	第5節	緊急輸送手段の確保	
第8章		水害防除対策	201
	第1節	水防	
	第2節	防災営農	
	第3節	流木の防止	
第9章		避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	208
	第1節	避難所の開設・運営	
	第2節	要配慮者支援対策	
	第3節	帰宅困難者対策	
第10章		水・食品・生活必需品等の供給	214
	第1節	給水	
	第2節	食品の供給	
	第3節	生活必需品の供給	
第11章		環境汚染防止及び地域安全対策	221
	第1節	環境汚染防止対策	
	第2節	地域安全対策	

第 12 章	遺体の取扱い	223
第 1 節	遺体の搜索	
第 2 節	遺体の処理	
第 3 節	遺体の埋火葬	
第 4 節	整備保存すべき帳簿	
第 13 章	ライフライン施設等の応急対策	227
第 1 節	電力施設対策	
第 2 節	ガス施設対策	
第 3 節	上水道施設対策	
第 4 節	工業用水道施設対策	
第 5 節	下水道施設対策	
第 6 節	通信施設の応急措置	
第 7 節	郵便業務の応急措置	
第 8 節	ライフライン施設の応急復旧	
第 14 章	海上災害対策	236
第 15 章	航空災害対策	243
第 16 章	鉄道災害対策	248
第 17 章	道路災害対策	252
第 18 章	危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	256
第 1 節	危険物等施設	
第 2 節	危険物等積載車両	
第 3 節	危険物等積載船舶	
第 4 節	環境汚染防止対策	
第 19 章	高圧ガス災害対策	260
第 1 節	高圧ガス施設	
第 2 節	高圧ガス積載車両	
第 3 節	高圧ガス積載船舶	
第 4 節	環境汚染防止対策	
第 20 章	火薬類災害対策	262
第 1 節	火薬類関係施設	
第 2 節	火薬類積載車両	
第 3 節	火薬類積載船舶	
第 4 節	環境汚染防止対策	
第 21 章	大規模な火事災害対策	266
第 22 章	林野火災対策	269
第 23 章	地下街等における都市ガス災害対策	273
第 1 節	地下街等における都市ガス災害対策	
第 2 節	大規模他工事によるガス事故対策	
第 24 章	住宅対策	277
第 1 節	被災宅地の危険度判定	
第 2 節	被災住宅等の調査	
第 3 節	公共賃貸住宅等への一時入居	
第 4 節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	
第 5 節	住宅の応急修理	
第 6 節	障害物の除去	
第 25 章	学校における対策	283
第 1 節	気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	
第 2 節	教育施設及び教職員の確保	

第3節	応急な教育活動についての広報	
第4節	学校給食対策	
第5節	教科書・学用品等の給与	
第26章	その他災害の応急措置	288
第1節	土砂災害に対する警戒	
第2節	電気事故に対する応急措置	
第3節	警戒区域の設定	

第4編 災害復旧・復興

第1章	復興体制	290
第1節	復興本部の設置等	
第2節	復興計画等の策定	
第3節	職員の派遣要請	
第2章	公共施設等災害復旧対策	292
第1節	公共施設災害復旧事業	
第2節	激甚災害の指定	
第3節	暴力団等への対策	
第3章	廃棄物処理対策	297
第1節	災害廃棄物処理対策	
第2節	産業廃棄物処理対策	
第4章	被災者等の生活再建等の支援	301
第1節	罹災証明書等の交付等	
第2節	被災者への経済的支援等	
第3節	金融対策	
第4節	住宅等対策	
第5節	労働者対策	
第5章	商工業・農林水産業の再建支援	309
第1節	商工業の再建支援	
第2節	農林水産業の再建支援	